

食安発 0720 第 3 号
平成 23 年 7 月 20 日

各

都道府県知事
政令市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

放射性セシウムに汚染された稲ワラを給与された牛等
の取扱いについて

標記については、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故後に福島県、宮城県などで屋外にあった稲ワラが飼料として給与された牛に由来する暫定規制値を超える肉の流通が判明しているところである。

これらの状況を踏まえ、政府の原子力災害対策本部では福島県に対し牛のと畜場への出荷制限等を指示したほか、農林水産省においては汚染稲ワラの調査を通知したところである。

当省においては、食用に処理された牛の肉の流通調査及び検査用検体の確保を関係都道府県に要請し、さらに関係する牛の頭数の急増に対応するため、全ての個体識別番号の公表、検疫所等での検査受け入れ体制の拡充に取り組んでいるところであるが、本件の対応については下記に留意の上、暫定規制値を超える牛肉の流通防止を図られるよう対応方よろしく願います。

記

- 1 汚染稲ワラを給与され（疑いを含む）、食用として出荷された牛の肉の流通が確認された場合には、個体識別番号、と畜日、出荷先卸売市場などの販売先等の情報を公表すること。
- 2 流通途上で該当する牛の肉が発見された場合は、販売を中止させ、優先的に放射性物質濃度の検査を実施すること。
- 3 検査の結果、暫定規制値を上回る放射性濃度が検出された場合には直ちに回収等の措置を講じること。
- 4 1、2 及び 3 に関する状況等については判明の都度当部監視安全課あて、速やかに報告すること。